

介護保険短期入所連続利用等申請の事務取扱について

R4.3 作成

1-1. 短期入所サービスの連続利用等について

短期入所サービスは、連続 30 日を超えて利用することは認められていません。また、認定有効期間のおおむね半数を超えないように利用しなければなりません。

しかし、次の要件に該当し、連続 30 日を超えて利用、もしくは有効期間のおおむね半数を超えて利用する必要がある場合は、その必要性が見込まれた時点で、市に申請してください。

1-2. 要件について

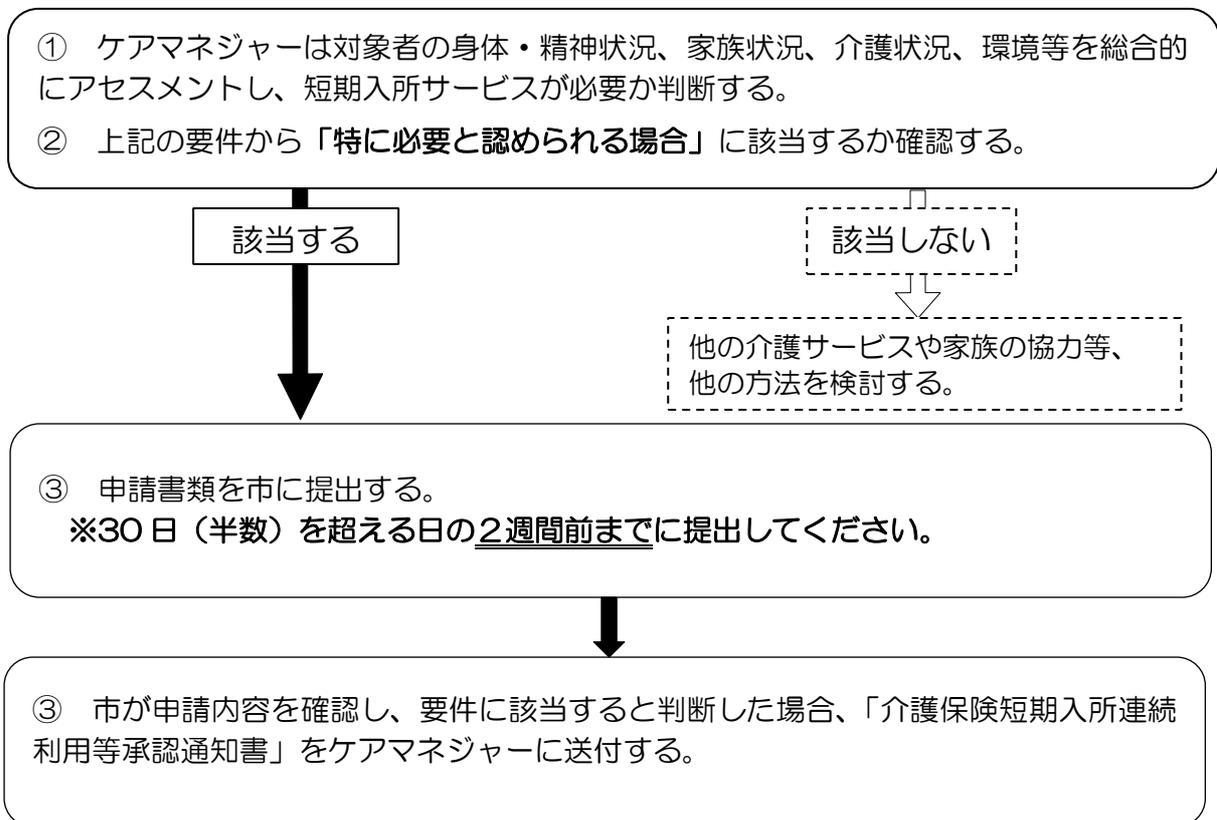
・30 日を超える連続利用

- (1) 退所予定日において、被保険者の心身の状態が悪化しており、在宅に戻れる状態ではないと客観的に判断できる場合
- (2) 退所予定日において、在宅に戻った場合に介護をする者が急病等で介護できない場合
- (3) 退所予定日において、戻るべき自宅が火災等の災害を受け、あるいは同居する家族の葬儀等があり、在宅に戻れる状態ではない場合
- (4) その他市長が必要と認めた場合

・要介護認定有効期間の半数を超える利用

- (1) 認知症であること等で、同居の家族等による介護が困難と判断できる場合
- (2) 同居の家族等が高齢、疾病等にあり在宅で十分な介護が受けられない場合
- (3) その他市長が必要と認めた場合

1-3. 申請の流れ



1-4. 提出書類

	申請書類
要介護認定者	①介護保険 短期入所連続利用等申請書 ②介護サービス計画書のうち以下の書類（写） <ul style="list-style-type: none">・第1表 居宅介護サービス計画書（1）・第2表 居宅介護サービス計画書（2）・第7表 サービス利用票別表 ※申請時は30日（半数）を超える日付が含まれる月の利用票を提出し、翌月以降、 <u>承認期間中は毎月利用票を提出してください。</u>
要支援認定者	①介護保険 短期入所連続利用等申請書 ②介護予防サービス計画書のうち以下の書類（写） <ul style="list-style-type: none">・介護予防サービス・支援計画書・要支援認定期間中の短期入所利用日数が確認できる資料

2-1. 申請内容について

申請が必要な場合は下記のとおりです。なお、承認期間中に施設入所となった場合は、その旨を市までご連絡ください。

①初めて30日超え・半数越えとなる時

②利用承認期間が終了した後も連続して利用しているとき（30日超え）

例：1/31まで承認済で2/1から申請していないが、連続利用が続いている場合

→利用承認期間の開始日は2/1としてください。

③ケアマネジャーの変更があったとき（同一事業所内でアセスメントの必要がない場合を除く）

2-2. 申請時期と利用期間の設定について

30日（半数）を超える日の2週間前までに申請してください。

特に半数超えに関しては、超える日の1か月以上前に申請される方がいますが、利用日数が変わって半数を超える日が前後する場合がありますので、2週間前を目安に提出してください。

利用開始までに申請書を提出せずに連続利用等をした場合は、申請がなかった期間の利用料金を全額負担していただきますので、申請は忘れずに行ってください。

承認申請期間の開始日は、連続30日を超える利用の場合は自費利用日（31日目）、半数を超える利用の場合は半数を超過する日としてください。

短期入所サービスの利用は、原則、連続での利用は30日以内・認定有効期間の半数以内とされています。そのため、やむを得ない事情により例外給付として短期入所サービスの利用を行う場合、必要最小限の日数とするものとします。市で検討した結果、利用期間が適切ではないと判断された場合、申請より短期間の承認となる場合があります。

2-3. 利用が必要な理由について

短期入所サービスを例外給付として利用しなければならない理由を具体的に記入してください。

◎理由記入のポイント

- ・連続利用を行うことがルール外であることの説明を行ったか
- ・いつ、だれに、どのような働きかけをし、どのような結果になって利用するに至ったのか
- ・施設の入所申込をしている場合、いつ、どこに申し込んだか、入所時期のめどが立っているか
- ・施設の入所申込をしていない場合、なぜ行っていないか

◎認められない理由について

ショートステイの施設が「気に入っている」「慣れている」「家から近い」という理由で利用することは認められません。月に数日は自宅に帰ったり、他のサービスと併用したりして、連続利用とならないようにしてください。

3. Q&A

Q1：現在、短期入所連続利用等の承認が下りており、要介護認定が変更・更新された後も引き続き短期入所サービスを利用する場合、いつ申請を市に行えばよいか。

A1：連続利用等の申請時の要介護認定に対して承認を行っているため、要介護認定が変更・更新された場合は、改めて申請が必要です。更新の場合は認定有効期間終了2週間前までに、区分変更申請を行う場合は区分変更申請時に申請を行ってください。区分変更申請中の場合は、申請書の「要介護状態区分」の欄に「申請中」と記入し、認定有効期間の開始日と利用申請期間の開始日は区分変更申請日としてください。結果確定後に再申請は不要です。

【例】要介護1（R4.1.1～R4.12.31）の方が、1/2からSS利用開始。30日を超えて連続利用するため、R4.2.1～R4.5.31で申請をし、承認が下りたが、状態が変わってR4.4.1付で区分変更申請。申請後も連続利用を継続している場合、R4.4.1付で改めて30日超えの申請が必要。

Q2：利用申請期間は認定有効期間と同じ期間でもよいか。

A2：利用申請期間は必要最低限の期間を設定してください。入所申込をしている場合は申込の段階によって短く設定したり、主介護者が急病になって利用する場合は主介護者の治療状況に合わせて設定したりと、個々の状況を勘案して申請してください。

Q3：30日（半数）を超えたが、申請し忘れていた。どうしたらよいか。

A3：判明した時点で市に連絡し、早急に申請書を提出してください。超えた日から申請日までの利用分は保険給付外なので、全額負担となります。

4. 参考資料

「訪問通所サービス及び短期入所サービスの支給限度額の一本化に係るQ&A」（平成13年8月29日付け厚労省老健局事務連絡）

「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）問67、68、74、75」（令和3年3月26日付け厚労省老健局事務連絡）